

児童クラブACT 安全管理基準

1 目的

この安全管理基準（以下「当基準」といいます。）は、児童クラブACT（以下「ACT」といいます。）の子どもさんの安全に対する高い意識を内外に示し、これに基づいた安全な活動を実践するために作成されたものである。ACTは、当基準を、インストラクターへの指導のために使用するほか、これを親御さんと共有し、子どもさんの安全に関する意見交換のきっかけとしても活用する。

2 基本姿勢

ACTは、子どもさんを安全にお預かりし、無事でご自宅にお返しすることが、何よりも重要な責務であることを強く認識し、子どもさんの安全を最優先に行動することとする。

3 インストラクターの体制

ACTは、子どもさんの安全確保のため、原則として2名以上のインストラクターにより指導する体制を取ることとし、やむを得ず1名で対応する場合には危険を伴う活動をしない。

4 インストラクターへの指導

ACTは、インストラクターには、採用時に、子どもさんの安全が最優先であるという意識を持たせ、当基準の内容を理解させるとともに、年に一度は救急救命講習を受講させることとする。

5 子どもさんへの指導

ACTは、子どもさんには、各活動の前に、その活動に潜む危険について十分考えさせるとともに、インストラクターから安全のための留意事項・禁止事項を伝達し、理解させる。活動中、インストラクターの指示に従わず、危険な行動をした場合は、毅然と注意をし、やめさせる。

また、交通安全や不審者対応については、日頃から機会を見つけて指導し、外出の際にはインストラクターが付き添う。

6 具体的な場面に応じた指導方針

(1) 室内で過ごす場合の安全管理

- ・ 走り回らない。物を投げたり、蹴ったりしない。
- ・ 包丁や工具を使う場合は、インストラクターの指示に従い、自分の作業に集中する。周りの子の邪魔をしたりふざけたりしない。
- ・ 外から帰ったら必ずせっけんで手を洗う。

(2) 公園で過ごす場合の安全管理

- ・ 遊具については、間違った遊び方をしない。高いところでふざけたり押し合ったりしない。周りの子と譲り合って順番に使う。
- ・ 走り回るときは、段差や周りの子に気を付ける。
- ・ インストラクターの許可なく公園から外に出ない。

(3) 水の近くで遊ぶ場合の安全管理

- ・ ひざ下より深い水には入らない。
- ・ 事前の準備なく、その場の判断で水に入らない。
- ・ 自然の水に入る場合は、どれだけ浅くても必ずライフジャケットを装着する。

(4) 山で過ごす場合の安全管理

- ・ 子どもだけで行動することなく、必ずインストラクターと共に行動する。
- ・ 道を外れて藪の中に入っていない。
- ・ 木の枝を振り回してふざけない。

- ・ 木登りは、大人の手の届く高さ以上には行かせない。
- (5) 移動中の指導方法
- ・ インストラクターから離れて、子どもだけで行動しない。
 - ・ 車道を歩くときは一列で道路の端を歩き、常に車に気を付ける。
 - ・ 信号無視をしない。青信号で渡るときも、左右をよく見て、手を上げて渡る。
 - ・ 道路上でおにごっこ、ボール遊びをしない。
 - ・ 車に乗るときは必ずシートベルトをする。
 - ・ 車の窓から手や顔を出さない。
 - ・ インストラクターは、車を運転するときは、前日に十分な睡眠をとる。眠気があったり、疲れがたまったりしているときは、車を運転しない。1時間以上の運転をする場合は必ず休憩をとる。二日連続で1時間以上運転しない。
- (6) その他
- ・ 活動場所は常に整理整頓し、不測の事故を防止する。
 - ・ 活動場所は常に清潔にするとともに、必要な感染症対策を実施する。
- 6 万一事故等が発生した場合の対応方針
- ACTは、万一、子どもさんの安全に関わる事故等が発生したときは、以下の通り対応する。
- (1) まずは子どもさん全員の安全を確保し、体調・怪我等の状況を把握する。
 - (2) 必要に応じて直ちに応急処置を講ずるとともに、119番通報をする等の迅速な措置をとる。
 - (3) 子どもさん全員の安全を確保しながら、速やかに安全な場所に移動する等の措置をとる。
 - (4) 親御さんに連絡をとり、状況について説明する。必要に応じて、親御さんの意見を踏まえて近くの病院を受診するなどの措置をとる。
- 7 保険加入
- ACTは、万一の事故に備えて、自動車保険、個人賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとする。